

第59期 定時株主総会 招集ご通知

日時

平成30年6月26日（火）午前10時

場所

長野県松本市渚2丁目9番38号
当行本店 2階大会議室

〔議案〕

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

議決権
行使期限

平成30年6月25日（月）午後5時まで



郵送



インターネット



長野銀行



株主の皆さまへ

長野県松本市市道2丁目9番38号
株式会社 **長野銀行**
取締役頭取 中 條 功

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**平成30年6月25日（月曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに議決権行使書用紙表面に記載した住所へ到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「議決権行使等についてのご案内」（3頁）および「インターネットによる議決権行使のご案内」（35頁）をご高覧のうえ、当行の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。敬 具

記

- 1 日時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時
- 2 場所 長野県松本市市道2丁目9番38号
当行本店 2階大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3 会議の目的事項

- 報告事項
- 1 第59期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
 - 2 第59期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

4 議決権の行使等についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5 インターネットによる開示

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第17条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類等の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類等の一部であります。

以上

- 当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当日当行役員は、ノーネクタイの軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。
- 今回の株主総会招集ご通知につきましては、その英訳文（狭義の招集通知と参考書類（議案））についても、インターネット上の当行ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトにおいて掲載させていただきます。

| 当行ウェブサイト |

<http://www.naganobank.co.jp/site/kabu/sokai.html>

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です。)

日時

平成**30**年**6**月**26**日(火曜日)

午前**10**時(受付開始：午前**9**時)

場所

長野銀行 本店

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

平成**30**年**6**月**25**日(月曜日) **午後5時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコンから議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限

平成**30**年**6**月**25**日(月曜日) **午後5時まで**

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行は、内部留保による自己資本の充実を図るとともに、株主の皆さまへの利益還元にあたっては、安定的な配当を行うことを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき30円とし、配当総額は270,583,230円といたしたいと存じます。
これにより、中間配当金25円を加えた年間配当金は1株につき55円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年6月27日といたします。

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役大槻伸夫、窪田克彦の2氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	おお さわ こう いち 大 沢 孝 一 (昭和36年1月27日生) 新任	昭和58年4月 長野相互銀行入行 平成14年2月 当行丹波島支店長 平成15年4月 当行篠ノ井支店長 平成22年6月 当行人事部長 平成25年6月 当行塩尻支店長 平成27年6月 当行諏訪支店長 平成29年6月 当行総合企画部長 現在に至る ■取締役候補者とした理由 同氏につきましては、営業店においては幹事店である塩尻支店長や諏訪支店長等を歴任したほか、本部においては人事部長をはじめ、現在は総合企画部長を務める等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 今後はその経験や知見を取締役の立場で経営に活かすことで当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。	3,700株
2	わた なべ まさ なお 渡 辺 止 直 (昭和35年4月2日生) 新任	昭和59年4月 長野相互銀行入行 平成15年4月 当行丹波島支店長 平成19年12月 当行証券国際部長 平成23年4月 当行大町支店長 平成25年6月 当行人事部長 現在に至る ■取締役候補者とした理由 同氏につきましては、営業店においては幹事店である大町支店長を務めたほか、本部においては証券国際部長をはじめ、現在は人事部長を務める等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 今後はその経験や知見を取締役の立場で経営に活かすことで当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としております。	2,500株

(注) 1 各候補者と当行との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2 所有する当行の株式数には、長野銀行職員持株会における各候補者の持株数が含まれております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役中島一志氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
つかだますみ 塚田益己 (昭和33年8月7日生) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	昭和58年4月 長野相互銀行入行 平成14年6月 当行三郷支店長 平成18年10月 当行川中島支店長 平成23年4月 当行下諏訪支店長 平成24年10月 当行屋代支店長 平成27年4月 当行監査部長 現在に至る ■監査役候補者とした理由 同氏につきましては、営業店においては三郷支店長をはじめ多くの営業店支店長を歴任しており、現在は本部において監査部長として本部および営業店等の業務監査および内部統制監査等を行っており、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 今後はその経験や知見を監査役の立場で当行取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる十分な社会的信用を有する人物と判断し、監査役候補者としております。	3,200株

- (注) 1 同氏と当行との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 同氏の選任が承認された場合には、当行は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令に定める最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
- 3 所有する当行の株式数には、長野銀行職員持株会における候補者の持株数が含まれております。

以上

(ご参考) 独立社外役員に係る独立性判断基準

以下の項目のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当行に対する十分な独立性を有するものと判断する。

- (1) 当行またはその子会社の業務執行者（業務執行取締役またはその他の使用人）である者、または過去において業務執行者であった者
- (2) 当行またはその子会社を主要な取引先とする者、または、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の使用人）である者
- (3) 当行またはその子会社から、役員報酬以外に一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円または当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
- (4) 当行の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）、または当該主要株主が法人である場合には、当該主要株主または重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人
- (5) 当行または当行の子会社の非業務執行取締役または会計参与（独立役員が社外監査役の場合）
- (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
- (7) 当行と社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- (8) 当行が寄付を行っている先またはその出身者
- (9) 当行以外に3社を超えて他の上場会社の取締役または監査役を兼任している者

以 上

第59期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

(金融経済情勢)

当期におけるわが国経済を顧みますと、海外経済の緩やかな回復を背景に輸出や生産は、持ち直しが続いております。また、企業収益の改善から、雇用情勢も着実に改善しており、個人消費にも持ち直しの動きがみられ、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、米国政権が通商政策において保護主義色を強めている状況や金融資本市場の変動、地政学リスクの高まりに伴う影響等について留意する必要があります。

当行が営業基盤とする長野県経済は、製造業の業況感が内外需要の増加を背景に高まっていることから生産も増加基調にあり、労働需給の引き締まりも続くなか、個人消費も緩やかに増加しております。しかしながら少子高齢化や人口減少の進行により、中小企業を中心に後継者不足や従業員の人手不足による事業の休廃業も増加傾向にあり、地域経済の活力低下が懸念される状況にあります。

金融面につきましては、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が継続するなか、10年物国債利回りは、欧米の金利上昇を背景に0.1%を超える局面があったものの、期間を通して概ね0%から0.1%の範囲で推移しました。日経平均株価は、好調な企業業績を背景に昨年10月には史上初めての16連騰を記録し、本年1月には約26年振りに23,000円台を回復しました。その後、米国株式市場の急落や世界的な貿易摩擦への懸念から一時20,000円台まで低下する局面もありましたが、期間を通して堅調に推移しました。ドル/円相場は、昨年12月までは110円台前半を中心としたレンジ相場で推移していたものの、本年に入り世界的なリスク回避の流れから、年度末の3月には1年4か月ぶりに105円を割込むなど円高基調となりました。

(事業の経過および成果)

本年度は、平成28年4月よりスタートした新たな中長期経営計画に基づき、原点に立ち還り、次のステージへ出発するため、金融サービス業を通じて、①お客さま、②株主、③従業員、④地域の4つのステークホルダーにとって当行が“N. 1”となり、当行の「めざす銀行像」である「必要とされ選ばれる銀行 ～長野県のマザーバンク～」へ向かって、役職員一丸となって業容の拡充と経営の一層の効率化に努めてまいりました。

○預金・貸出金・損益等

まず預金は、市場金利の低下に伴い、金利の高い大口定期預金の取り込みを控えたことから、期中21億19百万円減少し、期末残高は1兆138億44百万円となりました。

貸出金につきましては、県内企業の資金需要の回復傾向もあり、期中106億72百万円増加して、期末残高は5,961億18百万円となりました。

有価証券につきましては、期中10億91百万円減少して期末残高は3,890億80百万円となりました。

また、外国為替の取扱高は1億31百万ドルとなりました。

損益面につきましては、17億81百万円の当期純利益となりました。

○組織等

金融サービスをめぐる環境が急速に変化するなか、当行のめざす銀行像である「お客さま満足度No. 1」の実現のため、平成30年4月に本部内の組織である営業統括部を再編いたしました。これは、お客さまの高度かつ専門的な知識を必要とするニーズや課題に対し、迅速に対応しその解決を図ることを目的として「ビジネスソリューション室」を開設するとともに、フィンテックをはじめとしたお客さまの利便性向上につながる新たな金融サービスを開発・提供するため、「営業企画・チャネル戦略グループ」を設置いたしました。今後とも、お客さまの幅広いニーズや課題解決に積極的に取り組み、コンサルティング機能の強化を図ってまいります。

○業務・商品・サービス等

当行では、当行のめざす銀行像である「必要とされ選ばれる銀行～長野県のマザーバンク～」を具体化するための取組みとして、平成29年7月に「お客さま本位の業務運営方針」（フィデューシャリー・デューティー）を制定、平成29年9月には「顧客本位の業務運営に関する原則」に関する成果指標（KPI）を公表いたしました。当行の役職員は、この方針に基づき、お客さまの立場に立った情報提供や金融商品のご提案を行うとともに、定期的に取組状況を検証し、お客さま本位の良質な金融サービスの提供に努めてまいります。

このほか、地方創生に係る取組みといたしましては、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社および損害保険ジャパン日本興亜株式会社と県内金融機関では初めて「地方創生に係る包括的業務連携協定」を締結いたしました。当行では、両社が持つリスク管理メニュー等を活用することで、地方公共団体やお取引先企業に対して、新たな情報発信と経営課題解決への支援を強化してまいります。

また、お取引先企業の課題解決のため、「ルネッサンス投資事業有限責任組合」および「中部・北陸地域活性化投資事業有限責任組合」へ出資を実施いたしました。この出資を通じて、各ファンドが持つ投資・経営支援ノウハウを活用しながら、お取引先企業の経営改善、事業再生支援および事業承継支援に積極的に取り組んでまいります。

地域への社会貢献活動といたしましては、県内観光を支える自然や国宝・重要文化財等の維持管理を支援するため、「地域応援キャンペーン」第7弾を実施いたしました。第1弾（平成23年度）の実施以来、県内各地への寄付は、累計で80か所となりました。

また、子どもたちが将来、必要で役立つ金融知識を習得できるように「金融経済教育活動」にも力を入れております。平成26年より小学生向けの「夏休み！ながぎんキッズバンクスクール」を毎年開講し、平成29年8月の開催で4回目となりました。さらに平成29年12月には、地域の高校生向けに、近い将来社会に出て働

く際に必要な金融知識の講義を行いました。

お客様の利便性向上の取組みとしては、近年のIT分野の技術革新やスマートフォンの普及を背景に平成30年1月より、お客様のスマートフォンを通じて、いつでも、どこでも、簡単な操作で預金口座の残高・入金明細の照会や、税金・各種料金の支払いなどができる「ながぎんアプリ」のお取扱いを開始しました。今後も、お客様のニーズを的確にとらえた商品やサービスの提供を行い、利便性の一層の向上を図るため、非対面サービスの拡充を行っていきたいと考えております。

○その他

株主の皆さまに対しましては、日頃のご支援にお応えするため、また、当行株式への投資魅力を高め、より多くの皆さまに当行株式を長期保有していただくことを目的として、本年度も「株主優遇定期預金」をお取扱いしております。

○当行グループの経営成績

当行および子会社2社で構成されております企業集団は、銀行業務を中心にリース業務、クレジットカード業務、信用保証業務等を通じて金融サービスを提供しておりますが、当企業集団の経営成績につきましては、連結経常収益235億47百万円、親会社株主に帰属する当期純利益18億79百万円となりました。

(当行が対処すべき課題)

当行を取り巻く環境は、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が継続するなか、貸出金利の一層の低下、有価証券運用利回りの低下により日々厳しさを増しております。一方で中長期的な視点においては、地域の人口減少に伴う消費減少社会の到来および生産年齢人口の制約から社会・経済構造が大きく変化し、地域経済の活力低下が懸念される状況にあります。

このような状況の中、地域のお客さまとともに当行が成長していくため、当行は、本業支援およびコンサルティング機能を発揮するとともに、「事業性評価」を活用することにより、中小企業のお取引先が持つ課題を解決し、お客さまとの「共通価値の創造」に努めてまいります。また、その実施状況につきましては、当行の金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる指標である「金融仲介機能のベンチマーク」により、適切に自己評価を行い、定期的に公表してまいります。

一方、金融業界にイノベーションをもたらすフィンテックに対して迅速かつ的確に対応するため、スマートフォン等を活用した非対面チャネルの機能充実を図っていくとともに、お客さまと営業店窓口、営業担当者との接点である既存の対面チャネルにつきましては、顧客満足度を高めたワンストップの金融サービスを提供するため「人づくり」による人材の育成を強化してまいります。

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、めざす銀行像である「必要とされ選ばれる銀行～長野県のマザーバンク～」の実現に向けて、様々なステークホルダーに対し、コミュニケーションを深め、強固な関係を構築する「深化」、真の価値を提供する「真価」、共に成長し高みをめざす「進化」、この3つのシンカを地道に継続し、長野銀行ブランドの向上と経営基盤の確立に努めてまいります。

皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：億円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預	金	10,205	10,078	10,159	10,138
	定期性預金	7,072	6,851	6,718	6,454
	その他	3,132	3,226	3,441	3,684
貸	出金	6,030	5,934	5,854	5,961
	個人向け	2,005	2,042	2,014	2,016
	中小企業向け	2,387	2,275	2,196	2,195
	その他	1,637	1,616	1,642	1,748
	商品有価証券	-	-	-	-
有	価証券	4,243	4,106	3,901	3,890
	国の債	1,229	1,201	870	811
	その他	3,014	2,904	3,031	3,079
	総資産	11,039	10,907	10,864	10,777
	内国為替取扱高	27,320	26,437	24,170	24,667
	外国為替取扱高	百万ドル 160	百万ドル 145	百万ドル 132	百万ドル 131
	経常利益	百万円 2,511	百万円 3,307	百万円 3,278	百万円 2,645
	当期純利益	百万円 2,588	百万円 2,245	百万円 2,123	百万円 1,781
	1株当たり当期純利益	28円79銭	24円98銭	237円15銭	199円21銭

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
- 3 預金につきましては、譲渡性預金を含まない金額を表示しております。
- 4 平成28年10月1日付で10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	688人	689人
平 均 年 齢	38年7月	38年3月
平 均 勤 続 年 数	15年1月	15年1月
平 均 給 与 月 額	359千円	361千円

- (注) 1 使用人数には、臨時および嘱託は含まれておりません。
 2 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
長 野 県	店 53 うち出張所 (2)	店 53 うち出張所 (2)
東 京 都	1 (0)	1 (0)
合 計	54 (2)	54 (2)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を54か所（前年度末53か所）設置しております。

□ 当年度新設営業所

当年度新設営業所はございません。

- (注) 1 当年度においては、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
 ・イオンモール松本
 2 当年度において廃止または休止した店舗外現金自動設備は該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	337
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機器 (A T M等)	91
ソフトウェア (アプリバンキング等)	80

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
長野カード株式会社	長野県松本市大手2丁目2番16号	クレジットカード業 信用保証業	平成2年7月2日	百万円 30	% 95.00	
株式会社ながざんリース	長野県松本市大手2丁目2番16号	リース業	昭和55年1月12日	34	75.42	

(注) 1 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 当行の連結対象会社は上記の子会社2社であります。

当年度の連結経常収益は235億47百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は18億79百万円となりました。

ハ 当行の重要な業務提携の概況

(イ) 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(ロ) 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫262金庫（信金中央金庫を含む。）、信用組合130組合（全信組連を含む。）、系統農協・信漁連17（農林中金、信連を含む。）、労働金庫14金庫（労金連を含む。）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(ハ) 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービスを行っております。

(ニ) ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。

(ホ) 株式会社セブン銀行との提携により、共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職
中 條 功	取締役頭取 (代表取締役) (監査部担当)	
大 槻 伸 夫	常務取締役 (融資統括部担当)	
清 水 秋 雄	常務取締役 (証券国際部、事務部担当)	
丸 山 佳 成	常務取締役 (営業統括部長) (営業統括部担当)	
西 澤 仁 志	常務取締役 (総合企画部、総務部、人事部担当)	
内 川 博 文	常務取締役 (本店営業部長)	
窪 田 克 彦	取締役 (融資統括部長)	
近 藤 正 恭	取締役 (長野営業部長)	
内 川 小 百 合	取締役 (社外)	学校法人秋桜会 丸の内ビジネス専門学校理事長・学校長
二 木 馨 三	取締役 (社外)	サンリン株式会社相談役
中 島 一 志	常勤監査役	
神 戸 美 佳	監査役 (社外)	弁護士、神戸法律事務所所長
轟 速 人	監査役 (社外)	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長
降 旗 征 一 郎	監査役 (社外)	キッセイ薬品工業株式会社相談役

- (注) 1 当行は、社外取締役内川小百合氏および二木馨三氏ならびに社外監査役神戸美佳氏、轟速人氏および降旗征一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
- 2 社外監査役轟速人氏は、公認会計士および税理士として財務ならびに会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3 常務取締役丸山佳成氏は、平成30年4月1日付で営業統括部長の委嘱を解いております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	11人	220 (60)
監 査 役	4人	24 (-)
計	15人	244 (60)

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2 () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。
- 3 支給人数には、平成29年6月26日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役1名を含んでおります。
- 4 上記以外に支払った兼務取締役の使用人としての報酬は24百万円であります。
- 5 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬額26百万円と役員等株式給付信託（ＢＢＴ）報酬額（平成29年4月から平成30年3月分）34百万円を含めております。
- 6 当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬（社外取締役は除く）、株式給付信託（ＢＢＴ）（社外取締役は除く）の3つからなっております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。
- 取締役の確定金額報酬は年額180百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準とした具体的な算定方法（最大金額50百万円以内）により支給すること、業績連動型株式報酬「株式給付信託（ＢＢＴ）」につきまして取締役が付与されたポイント数に相当する当行株式を取締役退任後に給付することが株主総会で定められております。
- 監査役の報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬額につきましては、年額30百万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
社外取締役 内川小百合	会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役（社外取締役）として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外取締役 二木 馨三	
常勤監査役 中島 一志	会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役として任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
社外監査役 神戸 美佳	
社外監査役 轟 速人	
社外監査役 降旗征一郎	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼 職 そ の 他 の 状 況
取締役 内川小百合	学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校理事・学校長 内川小百合氏ならびに学校法人秋桜会丸の内ビジネス専門学校と当行との間には、預金等の取引があります。
取締役 二木 馨三	サンリン株式会社相談役 二木馨三氏と当行との間には、預金等の取引があります。サンリン株式会社と当行との間には融資等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。
監査役 神戸 美佳	弁護士、神戸法律事務所所長 神戸美佳氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 轟 速人	公認会計士、税理士、轟税務会計事務所所長 轟速人氏と当行との間には、預金等の取引があります。
監査役 降旗征一郎	キッセイ薬品工業株式会社相談役 降旗征一郎氏と当行との間には、預金等の取引があります。キッセイ薬品工業株式会社と当行との間には預金等の取引があり、また同社は当行の株主（主要な株主ではありません。）であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在 任 期 間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
取締役 内川小百合	4年9か月	平成30年3月期の出席状況 取締役会15回開催15回出席	主に経験豊富な学校教育者としての視点から、取締役会において適切な発言を行っております。
取締役 二木 馨三	2年9か月	平成30年3月期の出席状況 取締役会15回開催14回出席	主に経験豊富な経営者としての視点から、取締役会において適切な発言を行っております。
監査役 神戸 美佳	6年9か月	平成30年3月期の出席状況 取締役会15回開催14回出席 監査役会13回開催13回出席	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 轟 速人	4年9か月	平成30年3月期の出席状況 取締役会15回開催15回出席 監査役会13回開催13回出席	主に公認会計士および税理士としての専門的見地から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。
監査役 降旗征一郎	1年9か月	平成30年3月期の出席状況 取締役会15回開催15回出席 監査役会13回開催13回出席	主に経験豊富な経営者としての視点から、取締役会、監査役会において適切な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	銀 行 か ら の 報 酬 等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	15(-)	-

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 () は確定金額報酬以外の金額について内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	30,000千株
	発行可能種類株式総数	普通株式 30,000千株
		A種優先株式 10,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 9,258千株

- (注) 1 普通株式の発行可能株式総数は、発行可能株式総数3千万株からA種優先株式の発行済株式総数を控除した株式数といたします。
2 発行済株式の総数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	7,586名
-------------	------	--------

(3) 大株主（普通株式）

発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主を記載しております。

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	535千株	5.93%
長野銀行職員持株会	482	5.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	312	3.46
株式会社栃木銀行	166	1.84
キッセイ薬品工業株式会社	166	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	142	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	122	1.36
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	102	1.13
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	102	1.13
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	100	1.11

- (注) 1 持株数等は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2 持株比率は、持株数を発行済株式数（自己株式を除く。）で除して算出しております。
3 当行は、平成30年3月31日現在、自己株式239千株を保有しておりますが、上記から除外しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役 を除く)	(1) 名称 第1回新株予約権 (2) 新株予約権の数 23個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 2,300株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成21年7月31日から平成46年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名
	(1) 名称 第2回新株予約権 (2) 新株予約権の数 78個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 7,800株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成22年7月31日から平成47年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名
	(1) 名称 第3回新株予約権 (2) 新株予約権の数 77個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 7,700株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成48年7月29日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役 を除く)	(1) 名称 第4回新株予約権 (2) 新株予約権の数 112個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 11,200株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成24年7月28日から平成49年7月27日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名
	(1) 名称 第5回新株予約権 (2) 新株予約権の数 95個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 9,500株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成25年7月30日から平成50年7月29日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名
	(1) 名称 第6回新株予約権 (2) 新株予約権の数 101個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 10,100株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成51年7月30日 (5) 権利行使価額(1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	(1) 名称 第7回新株予約権 (2) 新株予約権の数 115個 (3) 目的となる株式の種類および数 普通株式 11,500株 (新株予約権1個につき100株) (4) 新株予約権の行使期間 平成27年8月1日から平成52年7月31日 (5) 権利行使価額 (1株当たり) 10円 (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	7名
監査役	—	—

(注) 平成28年10月1日付で実施しました10株を1株とする株式併合に伴い、上記「(3) 目的となる株式の種類および数」の株式数および「(5) 権利行使価額 (1株あたり)」の金額が変更となっております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他

平成26年3月18日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)の当事業年度末における新株予約権の状況は次のとおりであります。

取締役会決議の日	平成26年2月27日
新株予約権付社債の残高	2,965百万円
新株予約権の数	2,965個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (注)	1,512,755株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,960円
新株予約権の行使期間	平成26年4月1日～平成33年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,960円 資本組入額 980円

(注) 社債の残高を当初の転換価格(1,960円)で除して得られた最大整数で表示しております。なお、平成28年10月1日付で当行株式10株を1株とする株式併合を行いましたことから、1株当たりの払込金額が当初の196円から1,960円に変更となっております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に 係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 岩崎 裕男 指定有限責任社員 畠田 哲也	41	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当行監査役会は、取締役会、行内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 当行と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

4 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は42百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当行都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断された場合、監査役会は当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを決定します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断された場合は、監査役会が当該会計監査人を解任します。

7 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

当行は、平成18年5月24日付取締役会において、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、効率的で適法な企業体制を整備していくこととしております（平成28年3月28日付取締役会で一部改正）。当該基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

<業務の適正を確保するための体制の内容の概要>

- (1) 当行は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
 - イ 当行は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす。」ことを、長期経営計画に基本方針として掲げています。
 - ロ コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および当行の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備し、具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実施しています。
 - ハ コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者を総務部担当役員、統括部署を総務部コンプライアンス室と定め、一元的に管理するとともに、各店舗に、担当責任者および担当管理者を設置し、全行的なコンプライアンス態勢を整備しています。
 - ニ コンプライアンスに係る施策や方針、報告については「コンプライアンス委員会」での協議、報告を経て、常務会または取締役会で決議、報告することとしています。
 - ホ 代表取締役頭取および役付取締役は、取締役会、常務会のほか、役員協議会および各種委員会に出席し、法令等遵守態勢の確立および職務執行の意思決定に参画しています。
 - ヘ 使用人は業務の遂行に当たり、必要に応じて顧問弁護士のリール・チェックを受けるほか、会計監査人、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めています。
 - ト 当行はコンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備しています。
 - チ 不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めています。
 - リ 内部監査部門である監査部は、業務全般の内部管理態勢等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施しています。
 - ヌ 反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しています。

- (2) 当行は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報・文書を、「本部事務分掌規程」および「事務取扱規程」に基づき、保存年限等を定めて管理しています。
 - ロ また、当行は、「オペレーショナル・リスク管理方針」に基づき、情報資産を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」および情報資産の具体的な運用および管理基準である「セキュリティスタンダード」を制定し、全行的なセキュリティ管理体制を整備しています。
- (3) 当行は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、「リスク管理の徹底に努め、財務体質の強化を図る。」ことを、中期経営計画および年度ごとの経営方針に、基本方針として掲げています。この基本方針および「統合的リスク管理方針」等に基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針として、年度ごとにそれぞれのリスクごとの施策や方針等を策定し、各種委員会での協議を経て、常務会または取締役会で決議した上で実施しています。
 - ロ リスク管理に係る具体的な規程として、「リスク管理規程」、「統合的リスク管理規程」等を定めており、これらの規程に基づき、各担当部が各種リスクを管理し、それぞれのリスクに応じ、各種委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会または取締役会で決議、報告することとしています。また、半期ごとにリスク管理の状況を取締役会へ報告しています。
 - ハ これらの委員会は、委員長を代表取締役頭取が務め、役付取締役および関連する部の部長が委員を務めています。また、常勤監査役もこれらの会議に出席し、取締役の業務執行およびその運営状況等を監視しており、リスク管理態勢の状況について、報告を聞くほか、協議事項に意見を述べるができる態勢となっています。
 - ニ 監査部は、業務全般の内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）等の適切性、有効性を検証するため、「内部監査規程」に基づき、年度ごとに内部監査方針および内部監査計画を策定し、取締役会で決議し、全行に周知徹底した上で実施しています。
- (4) 当行は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制等を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、「お客さまと株主の皆さまおよび従業員の幸福と繁栄のために全力を尽くします。」という経営理念のもとに、3年ごとの中期経営計画において、お客さま、株主、従業員、地域のステークホルダーに対してNo.1となり、その期待に応え、金融サービス業を通じて「必要とされ選ばれる銀行 ～長野県のマザーバンク～」となることを当行のめざす銀行像として掲げて、周知徹底しています。
 - ロ また、当行は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行しています。実績については、半期ごとに取締役会へ報告しています。
 - ハ 取締役は、職務の分担および権限等を取締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行しています。

- (5) 当行は、当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 当行は、「子会社等管理規程」を制定しており、総合企画部が子会社等を管理する体制としています。
 - ロ 子会社は、業務の決定および執行についての相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置しています。
 - ハ 当行の内部監査部門である監査部は、子会社等についても監査の対象として、「内部監査規程」および「自己査定マニュアル」に定めて監査を実施しており、その結果を当行取締役会へ報告しています。
 - ニ コンプライアンスに関する取組み等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底等を目的として、当行および子会社等から成る企業集団のコンプライアンス連絡会を開催しています。
 - ホ 子会社の取締役は、当行役員が出席する取締役会およびその他の重要な会議において、その担当する職務の執行状況を報告しています。また、当行は「子会社等管理規程」に基づき、「関連会社の重要事項事前協議・報告書」により子会社から報告を受けています。
 - ヘ 子会社は、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築し、整備しています。
 - (イ) 子会社は、リスク管理を経営の重要課題として捉え、中期経営計画および年度ごとの経営方針にリスク管理強化を基本方針として掲げています。この基本方針や各種マニュアルに基づき、リスク管理を実現する具体的な施策や方針等を策定し、部長会または取締役会で決議した上で実施しています。
 - (ロ) 子会社は、リスク管理に係る規程として、株式会社ながざんリースは「審査と管理債権の手引き」、長野カード株式会社は「管理事務マニュアル」等を定めており、これらの規程に基づき、各種リスクを管理しています。
 - ト 子会社は、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
 - (イ) 子会社は、年度ごとの経営方針において、中期経営計画に基づいて目標を設定し、各業務部門が目標達成に向けて職務を執行しています。実績については、各業務部門が定期的に取締役会へ報告しています。
 - (ロ) 子会社の取締役は、職務の分担および権限等を取締役会において明確に定め、規程に則り効率的に職務を執行しています。
 - チ 子会社は、取締役等および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。
 - (イ) 子会社は、「コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、社会的責任と公共的使命を果たす」ことを基本方針として中期経営計画および年度ごとの経営方針に掲げています。
 - (ロ) 子会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な規程、手引書として「コンプライアンス規程」および子会社の役職員の行動の指針である行動規範を掲載した「コンプライアンス・マニュアル」等を整備しています。子会社の使用人は当該規程およびマニュアルを遵守することとしているほか、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」に基づきコンプライアンス研修会、コンプライアンス理解度テスト等を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図っています。

- (ハ) 子会社は、コンプライアンスに係る事項については、「コンプライアンス規程」において、統括責任者、統括部署および担当者を定め、全社的なコンプライアンス態勢を整備しています。
- (ニ) 子会社の使用人は業務の遂行に当たり、新たな業務の開始、新商品の発売、契約の締結等や、法令等の制定、改正に対する対応などに際しては、必要に応じて顧問弁護士のリーガル・チェックを受けるほか、税務顧問等の意見を聴取するなど、法令等遵守に努めています。
- (ホ) 子会社は、コンプライアンス・ホットラインを設置するとともに、「公益通報者保護法」に基づき「内部通報規程」を制定しており、使用人が法令等違反の情報を通報できる体制を整備しています。
- (ヘ) 子会社は、不祥事件や苦情等に対しては、「コンプライアンス・マニュアル」、「緊急時の対応に関するマニュアル」および「顧客サポート等管理規程」に基づいて直ちに役員に報告するとともに、迅速、かつ、適切に対応しており、また、その改善策を検討し、全職員に周知徹底しその再発防止に努めています。
- (ト) 子会社は、反社会的勢力に対する取組については、社会的責任と公共的使命を果たすことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」および「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しており、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備しています。
- (6) 当行は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、監査役職務を補助するための使用人については、「本部事務分掌規程」において、監査役会の運営に関する事務は、総務部を事務局と定めており、監査役から職務を補助する要請があった場合は、総務部職員がこれに対応しています。
- (7) 当行は、(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、「監査役監査規程」において、監査役は使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めるほか、使用人の権限、使用人の属する組織などの独立性の確保に必要な事項を検討することとしています。
- (8) 当行は、(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項を次のとおりとしています。
- 当行は、監査役職務を補助するための使用人が、監査役職務の補助を行っている間は、その職務を他の職務に優先させています。
- (9) 当行は、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制を次のとおり構築し、整備しています。
- イ 取締役は、取締役会および常務会ならびにその他の重要な会議または委員会において、その担当する職務の執行状況を報告しています。一方、常勤監査役は、「監査役監査規程」に基づき当該会議または委員会に出席し、報告を受けることができる態勢としています。
- ロ 取締役は、法令に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役会に報告しなければならないこととしています。
- ハ 内部監査部門である監査部は内部監査結果を、コンプライアンス統括部門である総務部コンプライアンス室および顧客サポート等管理部門である営業統括部は、営業店に対する苦情等について、各部門の規程に基づき、取締役会へ報告するほか、常勤監査役へも報告しています。

二 常勤監査役は、「監査役会規程」に基づき、自らの職務の執行の状況について監査役会に随時報告するとともに、監査役会の求めがあるときはいつでも報告することとしています。

ホ (6)の使用人は、「監査役監査規程」に基づく、常勤監査役による期ごとの各本店への往査において、常勤監査役に職務の執行状況等を報告しています。また、「内部通報規程」に基づき、法令等違反の情報をコンプライアンス・ホットライン等の手段により、常勤監査役等に報告することとしています。

- (10) 当行は、(9)に基づいて報告した者が当該報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けない体制を次のとおり構築し、整備しています。

当行は、「内部通報規程」を制定しており、(9)に基づいて報告した者等が報告したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執ることとしています。また、報告者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に基づいて処分を課すこととしています。

- (11) 当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項を次のとおりとしています。

当行は、「監査役監査規程」を制定しており、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上することとし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができることとしています。

- (12) 当行は、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築し、整備しています。

イ 監査役の過半数は社外監査役とし、監査体制の中立性および独立性と透明性を高めています。

ロ 株主総会へ付議する監査役選任議案の決定に当たっては、「監査役会規程」の定めにより監査役会において候補者についてあらかじめ協議しています。

ハ 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、代表取締役頭取と定期的に会合し、銀行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスクのほか、重要な監査上の課題等について意見交換を実施しています。

二 監査役および監査役会は、「監査役監査規程」に基づき、内部監査部門および会計監査人と会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行い、効率的な監査を実施しています。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

定例取締役会を14回、臨時取締役会を1回開催しました。また、取締役会の権限移譲による決定機関として設置する常務会(66回)、コンプライアンス委員会(13回)、役員協議会(47回)、ALM委員会(47回)、オペレーショナル・リスク委員会(19回)、営業推進協議会(29回)、信用リスク委員会(63回)を開催しました。

- (2) リスク管理体制

リスク管理規程等に基づき、各種リスク管理状況について半年ごとにALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会、信用リスク委員会へ付議し、協議、報告を行った上、常務会および取締役会に報告しました。

(3) **コンプライアンス態勢**

半期毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会等で進捗状況をモニタリング（2回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力等との取引状況等についてコンプライアンス委員会（11回）で報告等を行い、その内容を取締役会に報告しました。

(4) **当行グループにおける業務の適正の確保**

子会社は、その取締役の職務の遂行状況について、当行役員が出席する取締役会を株式会社ながぎんリースが8回、長野カード株式会社が9回開催し、報告を行ったほか、「関連会社の重要事項事前協議・報告書」により報告を行いました。

また、子会社は、コンプライアンス態勢について、当行とコンプライアンス連絡会（4回）を行うとともに、コンプライアンス研修会（1回）、コンプライアンス理解度テスト（4回）を実施し、コンプライアンスに関する取組み等についての情報交換および法令等遵守態勢の徹底を行ったほか、リスク管理体制について、経営方針や各種マニュアルに基づき、適切な管理を行いました。

(5) **監査役の監査が実効的に行われることの確保等**

当行は、定例監査役会を13回開催しました。

常勤監査役は、取締役会、常務会および各委員会に出席することに加え、主要な稟議書の回付を受け、取締役および使用人の職務の執行状況を監査したほか、自らの職務の執行状況について、往査報告（16回）を常務会に報告しました。

当行は、監査役会体制を社内監査役1名、社外監査役3名とし、監査体制の中立性および独立性と透明性に努めました。また、監査役および監査役会と代表取締役、内部監査部門および会計監査人との会合を定期的に開催し、積極的な意見および情報交換を行いました。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第59期末 (平成30年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	43,829	預金	1,013,844
現金	11,716	当座預金	35,399
預け金	32,113	普通預金	312,453
コーポレート口座	30,000	貯蓄預金	12,564
有価証券	389,080	通知預金	6,984
国債	81,100	定期預金	638,341
地方債	98,980	定額積	6,711
社債	90,616	借入	1,388
株式	18,595	借入金	1,093
その他の証券	99,787	外債	0
貸出金	596,118	未払外債	0
割引手形	5,052	新株の	2,965
手形貸付	35,821	未払の	3,013
証券貸付	504,661	未前受	432
当座貸越	50,582	従業員預り	239
外国為替	604	業付預り	245
外国店預け	583	金融派生商品	0
取立外国為替	21	リース債務	1,200
その他の資産	13,165	引当金	111
前払費用	53	賞与引当金	784
未収収益	938	退職給付引当金	413
金融派生商品	0	睡眠預金損失引当金	395
その他の資産	12,172	偶発延税引当金	54
有形固定資産	10,006	繰上り引当金	134
建物	2,790	繰上り負債	136
土地	5,682	繰上り負債	2,428
リース資産	1,132	繰上り負債	1,475
その他の有形固定資産	401	繰上り負債	1,025,954
無形固定資産	799	純資産の部	13,017
ソフトウェア	553	資本	9,681
リース資産	23	利益剰余金	9,681
その他の無形固定資産	222	利益剰余金	21,312
前払年金費用	591	利益剰余金	3,426
支払承諾見返	1,475	利益剰余金	17,886
貸倒引当金	△7,880	利益剰余金	5,997
資産の部合計	1,077,791	繰上り利益	11,888
		株主資本	△813
		その他の有価証券	43,197
		評価差額	8,533
		新株予約権	8,533
		純資産の部合計	105
		負債及び純資産の部合計	51,836
			1,077,791

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第59期 (平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	12,828	18,481
貸出金	8,830	
有価証券の売却益	3,966	
預金の利息	3	
その他の受取利息	26	
役員受取利益	1	
その他の受取利益	1,068	
外国債の売却益	432	
その他の売却益	635	
株式の売却益	1,156	
債権の売却益	21	
株式の売却益	1,135	
債権の売却益	3,427	
株式の売却益	0	
その他の売却益	3,070	
経常費用	357	
経常利益	15,835	
経常利益	410	
貸出金の利息	331	
有価証券の売却益	△ 0	
預金の利息	0	
その他の受取利息	79	
役員受取費用	1,606	
その他の受取費用	105	
外国債の売却費用	1,500	
その他の売却費用	2,137	
株式の売却費用	2,137	
債権の売却費用	10,945	
株式の売却費用	735	
貸出金の利息	458	
有価証券の売却益	16	
預金の利息	17	
その他の受取利益	51	
経常利益	192	
経常利益	2,645	
経常利益	385	
経常利益	30	
経常利益	354	
経常利益	2,260	
法人税、住民税等	396	
法人税、住民税等	82	
法人税、住民税等	479	
法人税、住民税等	1,781	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成30年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	43,849	預 金	1,012,067
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	30,000	借 用 金	2,389
有 価 証 券	388,052	外 国 為 替	0
貸 出 金	588,564	新 株 予 約 権 付 社 債	2,965
外 国 為 替	604	そ の 他 負 債	4,485
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	10,854	賞 与 引 当 金	425
そ の 他 資 産	14,774	退 職 給 付 に 係 る 負 債	415
有 形 固 定 資 産	10,336	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	19
建 物	2,972	役 員 株 式 給 付 引 当 金	54
土 地	5,742	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	134
リ ー ス 資 産	677	偶 発 損 失 引 当 金	136
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	944	繰 延 税 金 負 債	2,490
無 形 固 定 資 産	859	支 払 承 諾	1,475
ソ フ ト ウ ェ ア	636	負 債 の 部 合 計	1,027,059
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	223	(純資産の部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	790	資 本 金	13,017
繰 延 税 金 資 産	88	資 本 剰 余 金	9,722
支 払 承 諾 見 返	1,475	利 益 剰 余 金	23,930
貸 倒 引 当 金	△ 8,163	自 己 株 式	△ 813
資 産 の 部 合 計	1,082,087	株 主 資 本 合 計	45,857
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,533
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	140
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	8,673
		新 株 予 約 権	105
		非 支 配 株 主 持 分	391
		純 資 産 の 部 合 計	55,028
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,082,087

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		23,547
資金運用収益	12,794	
貸出金利息	8,802	
有価証券利息配当金	3,961	
コールローン利息及び買入手形利息	3	
預け金利息	26	
その他の受入利息	1	
役員取引等収益	1,048	
その他の業務収益	6,275	
その他の経常収益	3,428	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	3,427	
経常費用		20,750
資金調達費用	410	
預金利息	331	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
借入金利息	24	
その他の支払利息	54	
役員取引等費用	1,554	
その他の業務費用	6,590	
営業経費用	11,416	
その他の経常費用	779	
貸倒引当金繰入額	483	
その他の経常費用	295	
経常利益		2,796
特別損失		385
固定資産処分損失	30	
減損損失	354	
税金等調整前当期純利益		2,411
法人税、住民税及び事業税	431	
法人税等調整額	87	
法人税等合計		518
当期純利益		1,892
非支配株主に帰属する当期純利益		13
親会社株主に帰属する当期純利益		1,879

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 長野銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富田 哲也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社長野銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

株式会社 長野銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎裕男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 富田哲也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社長野銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社長野銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - イ 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ロ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ハ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - イ 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ロ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ハ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

株式会社 長野銀行 監査役会
常勤監査役 中島 一志 ①
社外監査役 神戸 美佳 ②
社外監査役 轟 速人 ③
社外監査役 降旗 征一郎 ④
以上

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 議決権行使書面による議決権行使に代えて、当行指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてパソコンからログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は**平成30年6月25日（月曜日）午後5時**までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、当行株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524（平日 9：00～21：00）**
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324（平日 9：00～17：00）**

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

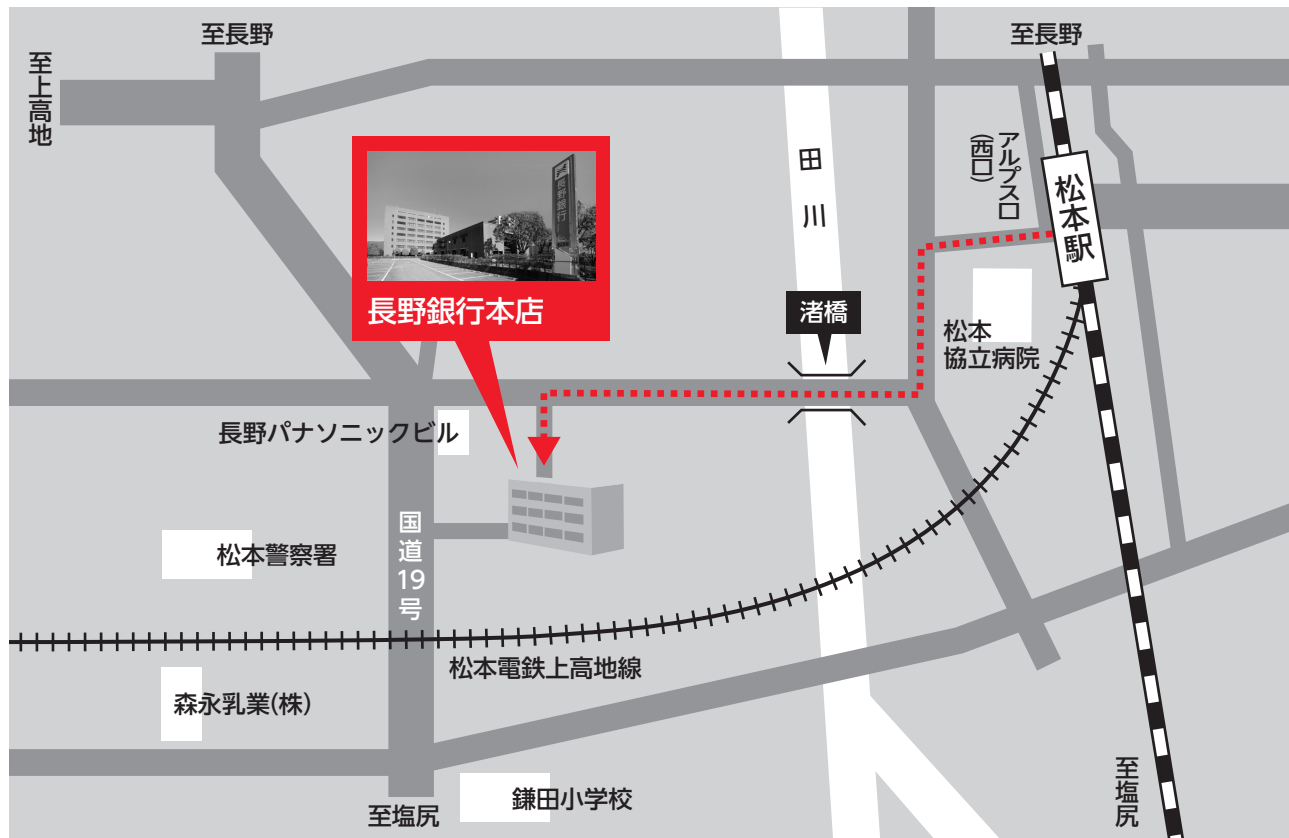
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

当行本店 2階大会議室



- ・お願い
株主総会当日の駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

交通の
ご案内

JR・松本電鉄
松本駅
アルプス口(西口)



徒歩で約15分



タクシー・車で約10分

会場

長野銀行本店

2階 大会議室

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

